

令和6年度 事業報告書

(第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務)

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和 6 年度事業報告

電話のユニバーサルサービス制度の稼働から 19 年目となる令和 6 年度においては、基礎的電気通信役務支援機関として、以下の実施体制及び実施方法等により、第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等の第一号基礎的電気通信役務支援業務（以下「支援業務」という。）の円滑かつ的確な推進とともに制度の更なる定着に努めた。

1 支援業務の実施体制

(1) 職員

支援業務に関する事務を執り行うため、基礎的電気通信役務支援業務室に職員として、室長はじめ 3 名を配置した。なお、当該職員 3 名は、支援業務のほか聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）第 20 条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務（以下「電話リレーサービス支援業務」という。）のみを兼務した。

(2) 設備

支援業務の用に供するための専用事務スペースや基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保したほか、事務処理用のパソコン、サーバーやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を配備した。

2 支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法（以下「法」という。）第 113 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、当機関の代表者の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

① 第 55 回支援業務諮問委員会（令和 6 年 4 月 25 日開催）

諮問事項：修正合算番号単価等の算定について

② 第 56 回支援業務諮問委員会（令和 6 年 9 月 19 日開催）

諮問事項：番号単価の算定、令和 7 年第一種交付金及び第一種負担金の額等の総務大臣への認可申請等について

③ 第 57 回支援業務諮問委員会（令和 7 年 3 月 10 日開催）

諮問事項：令和 7 年度事業計画及び収支予算案について

また、支援業務諮問委員会委員 11 名の任期満了に伴い、法第 113 条第 3 項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて、会長が令和 6 年 7 月 19 日付けで、新たに委員 11 名を任命した。

(2) 第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収に係る業務の実施

令和6年度における負担金額67.6億円について、令和6年度の合算番号単価2円を令和6年1月から12月分の算定対象電気通信番号数に適用し、各月の番号数分に係る第一種負担金を算定して接続電気通信事業者等（負担対象事業者）20社から徴収し、これを各第一種適格電気通信事業者（NTT東日本及びNTT西日本）に第一種交付金として交付するとともに支援事務費に充当した。

なお、第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等の支援業務にあたって、引き続き額の確定時等における複数によるチェック、「負担金・交付金管理事務システム」を用いたデータの適正管理、帳票化、関係機関等への確認の実施などにより、納付漏れや疑義等は生じることなく、的確かつ円滑に業務を実施した。

また、次のとおり公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

- ① 令和6年5月に令和5年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。
- ② 令和6年11月に令和6年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(3) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額等に係る認可申請等の実施

関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価を算定するとともに、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおり認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法

令和7年度における第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、法第109条第1項及び法第110条第2項の規定に基づき、令和6年9月19日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年11月20日に認可を受けた。

なお、第一種交付金及び第一種負担金の額の算定に当たっては、基礎的電気通信役務支援業務規程第19条の規定に基づき、令和6年9月10日及び11日に会計監査人（公認会計士）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価

令和6年4月には、総務省告示第429号（平成18年7月31日）の規定に基づき、令和5年9月に算定した番号単価について、令和6年7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計を基に修正合算番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が令和6年12月に

なると見込まれたことから合算番号単価の修正は行わず、番号単価のみ修正した。

また、令和6年9月に、令和7年の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に令和7年1月から適用する番号単価の算定を行い、合算番号単価を2円とした。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の周知徹底のため、次のような取組みを実施した。

① 報道発表

令和6年9月20日には令和7年1月から適用する番号単価の算定結果と令和7年度の第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可申請について、また、令和6年11月21日には当該第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可についての報道発表を行い、情報の公開に努めた。

② 新聞広告による周知

令和7年1月から適用する合算番号単価について令和6年12月12日（1社は11日）の全国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

③ WEB広告による周知

令和7年1月から適用する合算番号単価について令和7年1月1日から1ヶ月間、共同通信社と全国紙・地方紙の約50社が共同運営する47NEWS及び各地方紙のポータルサイトにバナー広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ ホームページ等を活用した周知

支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知に努めた。ホームページのアクセス数は月平均約1,930回で、前年度の約1,560回に比べて増加した。また、①報道発表を行った9月はアクセス数が2,073回、②新聞広告を行った12月はアクセス数が1,797回、③WEB広告を行った1月は2,477回と他の月に比べて増加した。

⑤ パンフレット等による周知

令和7年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、12月に1,700枚を作成し、電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、制度の周知を図った。

⑥ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

令和7年1月から適用する合算番号単価等に関する共通Q&Aの作成・配布等を行ったほか、負担対象事業者向けに説明会を開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問合せ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問合せ等に即応するためコールセンターを開設しているが、令和6年度の問合せ状況は、合算番号単価の修正がなかったこと等もあり年間40件となり、同様に修正がなかった前年度（53件）よりやや減少した。なお、令和6年度は、合算番号単価の修正が無かったことから、コールセンターの体制強化は行わなかったが、問合せ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、基礎的電気通信役務支援業務室に、支援業務を行うとともに電話リレーサービス支援業務のみを兼務する職員を配置することで、組織的独立性を確保した。また、基礎的電気通信役務支援業務規程の情報の目的外利用の禁止規定を遵守するとともに、支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保することで、情報の目的外使用や情報漏洩等は生じなかった。さらに、兼務職員や共用施設等に係る費用を配賦基準に基づいて区分し支援業務専用の会計帳簿等を用いて明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。また、各種の認可申請など法令に基づく所要の手続きを遺漏なく実施した。

特に、電話リレーサービス支援業務との兼務を的確かつ効率的に実施するため、業務運営の見直し・効率化、職員の業務知識の向上等により業務執行体制の強化に努めた。

(3) 情報公開の実施

基礎的電気通信役務支援機関の財務状況、番号単価及び修正番号単価や第一種交付金及び第一種負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。